

令和5年12月開催松野町農業委員会定例総会会議録

1. 開催の日時及び場所

日 時 令和5年12月12日（火） 16時00分より
場 所 松野町役場 議場兼大会議室

2. 会議構成員（農業委員）現在総数 13名

出席：12名 欠席：1名

3. 農業委員出席者氏名

役職名	議席番号	担当地区	氏 名	出欠
会長	1	上家地	村田 和宏	出席
副会長	2	—	矢野 千津	出席
	3	蕨 生	金谷 純一	出席
	4	富 岡	加賀田幸二	出席
	5	吉 野	太田 善英	出席
	6	—	山崎 匡	出席
	7	豊岡前	毛利 彰男	出席
	8	松 丸	山口 賢三	出席
	9	目 黒	河野 和平	出席
	10	豊岡後	森口 泰	出席
	11	延野々	石田 芳久	欠席
	12	奥野川	滝口 博臣	出席
	13	—	松比良八重子	出席

その他出席者

農地利用最適化推進委員出席者

区域	氏 名	出欠
松丸地区、延野々地区、 豊岡後地区、豊岡前地区	綱崎 幸紀	出席
	松田 荘一	出席
富岡地区、上家地地区、目黒地区	井上 優二	出席
	橋田 忠弘	出席
吉野地区、蕨生地区、奥野川地区	赤松 晋	出席
	金谷 恒夫	出席

農業委員会事務局

農業委員会事務局長	小西	亨
農業委員会事務局次長	中平	大介
農業委員会事務局主事	岡本	渉

4. 議長選出他

議長	村田	和宏
会議録署名委員	太田	善英
	山崎	匡

会議書記	岡本	渉
------	----	---

5. 閉会の日時

令和5年12月12日（火）	16時45分
---------------	--------

6. 議事日程

議案第1号	農地法第3条第1項目的の競売に係る買受適格証明願について
議案第2号	農地法第4条第1項の規定による許可申請について
議案第3号	農地法第5条第1項の規定による許可申請について
議案第4号	農用地利用集積計画（案）の承認について

7. 会議の概要

小西事務局長

こんにちは。12月の定例農業委員会を始めさせていただきたいと思っています。先月私公務で欠席をさせていただきまして失礼をさせていただきました。師走になりまして、師走になったなと思っておりまして、早速で中盤に差し掛かっておりまして、年を忘れる忘年会に疲れて何をしよるやら分からないような状況でございますが、今晚もまたありますので、お手柔らかによろしくお願いいたしますと思います。

それでは開会にあたりまして会長のほうからご挨拶をお願い致します。

村田会長

こんにちは。今日は今言われたように後の会も五時半からあるという関係でこういう時間になりました。町内も柚子の収穫が終わりまして、かなりの量が出たと聞いております。その関係で値段のほうも下がるかな、どうなるかなという気はするんですが、現状であったほうが、農家のためにはなるんですけど、農協が決めることなんで分かりませんが、皆さんかなりの量を出されたみたいです。できるだけ農作物の値段が上がれば後継者もできるんじゃないかと思っと思ってんですけど、できれば耕作放棄地もかなり減るんじゃないかと思うんです。国のほうは自分らの給料ばかり上げるような考えで、農家の手取りも上げてもらうような、補助金はちょっと出とるんですけど、もうちょっと考えていただいたら後継者もできるんじゃないか思います。今日は後の会もありますけどいろいろ審議もよろしくお願い致します。

それでは本日の議事録の署名委員なんですけど、5番の太田委員さん、6番の山崎委員さんでお願いを致します。

4番の報告事項になります。事務局のほうありましたら。

岡本主事

その他でまとめてお願いします。

村田会長

その他のほうでお願い致します。

5番の議事に入りたいと思います。議案第1号「農地法第3条第1項目的の競売に係る買受適格証明願について」を議題として、事務局のほうで説明をお願いします。

岡本主事

資料4ページをお開き下さい。農業委員会のほうで競売とか公売に係る案件、見たところ10年ぶりぐらいのようですので、資料の説明に入る前に今回の申請がどういったものかを先にご説明させていただ

たらと思っております。今回のように競売あるいは公売によって物件が売却されるときには、通常買受を希望される方が裁判所などで行われる入札に参加して、そこで落札できればその物件を取得できるという流れになるんですけれども、今回のように農地に関しては農地法の適用がかかっておりますので、入札で落札された方も農地法の許可を受ける必要があります。という事は農地法の許可を受けることができない方が入札に参加して落札してもいけませんので、入札に参加する前に、農地法の許可を受けることができる方かどうかというのを農業委員会のほうで審議する必要があります。それが今回の買受適格証明願という申請になります。ここで買受適格者であるこの場で承認をいただいた場合は、農業委員会が発行する証明書を持って入札に参加できると、そういう流れになっております。逆に言えば農業委員会の承認が無ければ入札には参加できないという事になっております。なおですね、農業委員会のほうで買受適格証明者として承認をした方がそのあと落札をされた場合に、落札の通知書とかそういったものを持って農地法の許可申請を改めて行うことになるんですけれども、今回の審議する内容と同じ内容でもう1回3条の審議をするというのは、二度手間といいますか時間がかかるだけでございますので、国の通知によりまして、その後の総会での審議は省略できることとなっております。実質的には今回3条の申請として審議するのと実質的には同じような形になっておりますので、そのことをご了承いただきましてご審議いただけたらと思っております。

それでは資料4ページのほうをご説明させていただけたらと思えます。今回の競売の内容についてでございます。入札の期間が令和〇年の〇月〇日から〇日まで、開札の期日が令和〇年の〇月〇日、競売の場所は松山地方裁判所売却場、競売の決定期日は令和〇年〇月〇日、

場所は松山地方裁判所民事部というふうになっております。次に競売の物件でございます。大字松丸地番が〇〇〇番、〇〇〇番、〇〇〇番、地目すべて畑で面積は上から253㎡、82㎡、59㎡です。位置につきましては資料の5ページをご覧ください。売却の基準価格と買受可能価格は記載のとおりでございます。申請者です。北宇和郡松野町大字延野々〇〇〇番地〇〇〇さん、年齢は61歳。参考として、営農状況は現在は営農はされていないという事でございます。営農状況等の詳細ですが、作付け予定作物は野菜でございます。所有の農機具はなし、農業に従事する方と従事日数は本人150日でございます。周辺地域との関係につきましては、農薬の使用等については地域と同類のものを使用し、周辺に影響がないように取り組むという事でございます。

農地法第3条第2項の第1号から第6号まですべて該当しないことを確認しております。また先日山口委員さんとも現地確認を行っております。説明は以上です。ご審議のほどよろしくお願いします。

村田会長

あまり今までにも例が無いんですけど、前に記憶によると〇〇〇さんが1回こういうやつで審議されたのは覚えておりますけど、他には記憶にないんですけど、どうでしょうか。

〇〇〇さんが面積は少ないですけど、農作業に従事する者は本人、従事日数150日言うけど、今まで全然農地も無いからどうなんやろ。

岡本主事

そこはして下さいという事で言っております。

村田会長

まあ家庭菜園ぐらいの農地しかないんですけど、この人に入札で落ちるということでもない。

岡本主事	そうですね、別の方がこの後買受適格証明願の申請を出して、同じように許可されて、今回の〇〇〇さんとその人で入札して、落札したほうが権利を取得するというふうなことになるかと思います。
小西事務局長	町外の人が入札する時はその所在地の証明書が必要になる。
岡本主事	うちです。
小西事務局長	うちの証明書。
村田会長	鬼北町の人やったら松野町に一回こういう申請をせないけん。
岡本主事	そうです。
矢野副会長	これまではここはどんな、畑ですか。
岡本主事	今現在は耕作は全然されてなくて、草刈りだけをして管理をしているような現状です。
小西事務局長	畑というか更地というか、若干補足するとご存じのとおり、畑に付随して他の周辺の宅地とか建物も一緒に競売に係るとるんで、畑だけを買いにいく訳じゃなくて、これと周辺の家、現地皆さんわかると思いますが、あれ一帯が競売に係るとる状況です。その一部に農地が絡んどるので、適格証明書を持って参加しないと、開札の期日が〇月〇日なんで、来月はぎりぎり再来月に証明願が出てこんかったら、〇〇〇さんだけしか入札は参加しないという事に反対になるんじゃないか

なと思いますが、持ち主もだいたい皆さん分かっとなので第三者が買いにいく事はないんじゃないかなと。その辺も含めて判断してもらえればいいんじゃないかと思います。

村田会長

いろいろと意見もあろうかと思いますが、どうでしょうか。

申請とおりに買受適格証明願というのを出してもらう方向でよろしいでしょうか。

(会場)

※会場より「はい」の声あり。

村田会長

ありがとうございました。続きまして議案第2号「農地法第4条第1項の規定による許可申請について」と議案第3号が関連しとるんですけど、説明をお願いしたいと思います。

岡本主事

それでは資料の7ページをお開き下さい。農地法第4条第1項の規定による許可申請でございます。

申請地が大字吉野、地番が〇〇〇番、地目は畑、土地の面積は88㎡、現在の利用状況ですが雑種地としておりまして、これも違反転用の事案となっております。転用後の用途につきましては、住宅用の進入路それと車置き場でございます。図につきましては8ページをご覧ください。申請者です。住所が愛媛県今治市高橋甲〇〇〇番地〇〇〇さん。転用の事由と致しましては、申請者は帰郷した際の居所である既存住宅地への進入路、車置き場としてこの土地を利用したいという事でございます。転用申請農地等の詳細でございますが、当該農地は10ha以上の団体的農地内にあり、第1種農地に該当いたしますが、第1種

農地の転用不許可事項である既存施設の敷地拡張に該当致します。また当該農地はすでに住宅用の進入路として転用しておられまして、違反転用の事案となっております。そのため申請者から始末書の提出もされております。

4条の説明は以上ございまして、続いて資料の10ページを開き下さい。農地法第5条の申請でございます。申請地が大字吉野地番が〇〇〇番、先ほどの4条の隣接地でございます。地目は畑、面積は34㎡、利用状況はこちらも雑種地でありまして、先ほどの4条の案件と同じように扱われております。転用後の用途は住宅用進入路それから車置き場でございます。図は11ページをご覧ください。申請者です。譲受人は先ほどの〇〇〇さん、譲渡人が西予市宇和町新城〇〇〇番地〇〇〇さん。転用の事由と致しましては、譲受人が帰郷した際の居所である既存住宅への進入路及び車置き場として利用したい、譲渡人は譲受人の要請を受容し譲り渡すこととする、という事でございます。転用申請農地等の詳細は先ほどと同じでございます。

家に入る進入路としてこの2筆を進入路に使っているということでございまして、土地の所有者が違うという事で4条・5条とそれぞれ分かれての申請となっておりますが、同一の事案としての申請となっております。

説明は以上です。ご審議のほどよろしく申し上げます。

村田会長

説明が終わりましたが、これはもう進入路として使われと
るということ。

岡本主事

はい。11ページの地籍図を見ていただいたらと思うんですけど、申

請地と書いてあって〇〇〇番とあると思います。その隣が〇〇〇番で宅地になっておりまして、ここに家が建っております。申請者の方の実家になるんですけれども、この実家自体は空き家ですけれども、定期的に帰って来られる予定でもあるという事もありまして、今現在は家自体はそこまで使われてないんですけれども、進入路としてはどうしても必要という事がありまして、今回転用申請をされております。お父さんの代が違反転用されていて、そのまま相続されたということです。

村田会長

今は空き家なんですけど、いずれは戻られるという考えでの申請になったんじゃないかと思いますが、どうでしょうか。

意見がないようですので、申請の通り許可でよろしいでしょうか。

(会場)

※会場より「はい」の声あり。

村田会長

2号3号と許可いう事でありがとうございます。

続きまして議案第4号「農用地利用集積計画（案）の承認について」を議題として事務局のほうで説明をお願いします。

岡本主事

資料13ページになります。利用権設定の申請でございます。番号28番、貸人、松丸〇〇〇番地〇〇〇さん、借人、豊岡〇〇〇番地〇〇〇さん。利用権設定する土地が、豊岡〇〇〇番、地目が田で面積が1,134㎡です。賃貸借で10年間の契約となっております。図は16ページとなります、こちらは新規の案件です。

続いて番号29番、貸人、豊岡〇〇〇番地〇〇〇さん、借人、〇〇〇さん。利用権設定する土地が豊岡〇〇〇番、地目は田、面積が741㎡、

賃貸借で10年間の契約です。図は17ページをご覧ください。こちらも新規の案件です。

続いて番号30番、貸人、豊岡〇〇〇番地〇〇〇さん、借人、〇〇〇さん、利用権設定する土地が豊岡〇〇〇番、地目は田、面積が1,228㎡です。賃貸借でこちらも10年の契約です。図は18ページをご覧ください、こちらも新規の案件です。

続いて番号31番、貸人、松丸〇〇〇番地〇〇〇さん、借人、〇〇〇さん。利用権設定する土地が豊岡の〇〇〇番、地目は田、面積が1,672㎡の内の1,324㎡でございます。残りの部分が畑として活用されておりまして、田んぼで活用されとる部分と畑で活用されとる部分とで分かれておりまして、田んぼの面積がおよそこのくらいの面積でございます。賃貸借でこちらも10年の契約でございます。図は19ページをご覧ください。こちらも新規の案件です。

続いて番号32番、貸人、松丸〇〇〇番地〇〇〇さん、借人、〇〇〇さん。利用権設定する土地が豊岡の〇〇〇番、地目は田、面積が871㎡です。賃貸借で10年の契約です。図は20ページをご覧ください、こちらも新規の案件です。

続いて番号33番、貸人、富岡〇〇〇番地〇〇〇さん、借人、富岡〇〇〇番地〇〇〇さん。利用権設定する土地が富岡〇〇〇番、地目が田、面積が1,898㎡です。こちら賃貸借で3年の契約となっております。図は21ページをご覧ください。こちらも新規の案件です。

資料14ページに入ります。番号34番、貸人、目黒〇〇〇番地〇〇〇さん、借人、目黒〇〇〇番地〇〇〇さん。利用権を設定する土地が目黒〇〇〇番、〇〇〇番、〇〇〇番、地目すべて田で、面積が合計で4,302㎡となっております。賃貸借で6年と6ヶ月の契約となっております。図は22ページをご覧ください。こちらも新規の案件です。

続いて資料15ページになります。こちらが先々月にもありました、農地中間管理事業での貸し借りとなります。番号35番、貸人、上家地〇〇〇番地〇〇〇さん、転貸人としてえひめ農林漁業振興機構、借人が上家地〇〇〇番地〇〇〇さん。利用権を設定する土地が上家地〇〇〇番、〇〇〇番、〇〇〇番、〇〇〇番、地目すべて田で、面積が合計で3,277㎡となっております。使用貸借で10年間の契約となっております。図は23ページをご覧ください。こちらも新規の案件でございますが一括方式農用地利用集積計画による貸借となっております。

利用権設定の説明は以上です。ご審議のほどよろしくお願いします。

村田会長

説明がありましたけど、補足とか意見ありましたらお願い致します。なんか無いでしょうか。

無いようでしたら申請のとおり承認でよろしいでしょうか。

(会場)

※会場より「はい」の声あり。

村田会長

ありがとうございました。一応これで議案のほうは終わりたいと思います。

6番のその他に入ります、事務局のほうでお願いします。

岡本主事

※事務局より先進地視察研修について説明

村田会長

ほかその他で何かありましたら。

無いようでしたら1点だけなんですけど、皆さん知つとると思うんですが、延野々地区で、吉野の方がかなりの耕作をされたんですけど、今年どうも各家に辞めるということで言ってまわったらしいんですけ

ど、その時にただ辞めるいうだけであって、書類上には起こしてから返すとか、草刈りして返すとかいう文言が入っとるんですけど、それをただ単に「耕作ようせんから返します」と言ってきたけどどうしたらいいですかいう相談があったんですけど、役場へその紙を持って行ってみたいがいう話もされとったんですが、どうしたらいいんやろ思ったりして、みんな延野々の人困っとるらしいんですが。

岡本主事

現状なんですけれども、本人と話しております。きゅうりの収穫をまだされておるそうで、手が空かないという話ではあるんですけども、話はしております。

村田会長

人によったら、自分で草刈りをして、燃やす言うたら叱られるというか、広報で書類が回ってきて野焼きはしたらいいけんとかいうてきとるけんどこがいしたらええんやろ、そのまま起こすいうたてよう起こさんがという話をいろいろ聞いたりもしとるんですが。個人的に私のほうも4反ほど、まだはっきりと返事はしとらんのですが、作ってくれいう事で、前向きに考えますいうてしとる以上、年内にきれいにしておこなうか、それか自分が行って、草刈りをして田んぼを起こすか、いうのを考えよるところです。みんなであの時にはいい言うてOKを出した以上、農業委員会のほうでも考えて、ちょっと厳しく扱わないと、ただただ作らんよ言うてそれで済んだらいけんような気もするんやけど、どうでしょうか。いろんな考えあると思うんですが。

矢野副会長

けっこうな面積を作っておられたんで、それを辞めるって言われてみんな困っておられて、これは延野々の農業委員のものが集まってどこが返されるのか、じゃあその後の人に誰に頼めばいいのか、みんな

すごく困ってるわけですね。それを今ちょっと何とかできないかまだ相談してるところですけども、その後どれぐらいの進捗状況ですかね。

小西事務局長

今副会長からあったように、そのまま返すと困るということ、でもあまりにも面積が大きくて、地域内でカバーできないという現状がどうしてもありますので、来年から町外の法人でまとめたらやってもらえますかという話をしとったんですが、農業委員さんから地主さんにお話をしていただきとって、貸してもいいというお話をくれとどこままとめると4haぐらいあるので、それぐらいの塊をまとまって貸してもらえらならやってみようかないう事で、ほぼ前向きに、来年に間に合うようにやってくれという事でお願いをしております。機械が大型なのでできればある程度長いこと借りるつもりで、畦畔を取っ払いさせてもらえないかという事で、地主さんにもお話をしてですね、了解を取り付けて何とか作業に入っていただくようなところまで、実際昨日も来ていただいてその話をしたところです。次の方がやってもらうところまでは何とかこぎつけとるんですけど、それと今の状況をそのまま引き継いでくれというのは若干別な感じがしますので、やはり借りた時の状況に戻して返すのは当然のルールだと思いますので、そのことはもう一度、事務局からは再々言うんですけど、なかなか事務局から言うのと、今日この会で問題になってるというのは、重みは違うのかなと思うんですが、事務局からもう一度言うのは言うんですけど、あれでよくなったら他もよくなってしまうし、大型で借りるまで皆さんの話にでとるように、水路の管理をしない、農道の管理や畦畔の草刈りをしないというのは問題視されやすいので、誰でもええけん当ててしまえと言うのはうちも言いたくないので、ある程度管理できる法

人に任せたいと思っています。

もう一回うちから言って、〇〇〇さん入って来るんですよ、それには畦畔取っ払ってレベル合わせて、来年の水稻に間に合うように田んぼ起こさんといけなので、ほったらかしでもある程度整備はされるかもしれないんですけど、だからと言ってうやむやな話になってもいけませんので、まず事務局から一度〇〇〇さんへ言って、どうしてもダメな時には地元の農業委員さんからも一言言っていただいて、信用問題になるよという事を言っていただきたいと思いますので、全体の会の中で議題として挙がっているということを指導したいと思います。農業委員会全体としても、借りるときは借りたのに返すときはちゃんとしないのはダメだと言う話が、約束としてちゃんと書いてあることは履行しなさいよという意味で指導をします。その結果によってまたお力沿いをいただいたらと思います。

加賀田委員

〇〇〇、共同作業・清掃作業なんか出てきませんよ、そこが問題なんよ。最終的に地域に、延野々は特に多いのに。富岡に出て来んの。

小西事務局長

面積がちがうので、そこ条件としてまた話をします。

松比良委員

借りたところは自分で元通りにして返すのが本当だと思いますよ。やっぱりそこで借りて収入を得てるんだから、あとは知りませんじゃいけんと思います。農業委員会でこういう事がありましたといって広報で報告してもらったら、それを見てみんなちゃんとして返さんといけんというのが、貸した人もわかるし、借りた方もわかるし。貸した方もちょっと安心して貸せると思います。

毛利委員	それは常識的な事やけん。それくらいはちゃんとして、そこら辺はちゃんとやってもらわな、ほったらかしでいく訳にはいかんと思う。
山崎委員	契約は今年の年末までやったかな。
岡本主事	はい。3月の委員会で承認して、そこから12月の末までになっています。
山口委員	延野々だけでどれくらい。
岡本主事	4町切るぐらいです。全部合わせて7町ほど、梁瀬に4町ほどあってそちらは続ける意向です。
村田会長	ほしたらまだ日にちあるけん。農業委員会で許可した以上は、守っていただかんと、というのは言うてもろうて、後のことは地主さんと協議を進めてください。 他なにかありましたら。
金谷委員	改善するなら、書面なりなんなり出していかんと、こっちの責任にもなってくるけん、許可だけ出して。
小西事務局長	とりあえず、契約は12月末という事なので、ちゃんと現状復帰して戻せと、それができん場合は期限切れてほったらかしとるのはいかんよという事で、それができない場合はもう少し厳しい内容の通知を作って農業委員さんなりが行って通知すると。今日こういう話をしとる

んで、それによってやれなかったら、契約を履行しないとダメだよと、
そういう条件で農業委員会は許可しとるんだから、それを守らないの
はルール違反になるからと。状況を見ながら、いけんかったら次のス
テップとさせていただいたらと思います。

村田会長

この話は次の会でまた報告してください。

ほかその他でなんかありましたら。

無いようでしたら終わりたいと思います。

矢野副会長

一年間どうもお疲れ様でした、また来年も、いろんな相談をさせて
いただきながら会を進めていきたいと思います。

このあとみんなで楽しく一年の労をねぎらっていただきたいと思います。
います。

以上で今日の会を終わります。どうもお疲れ様でした。